

沼津市立第二小学校いじめ防止基本計画 R6.4.1

いじめ防止のための取組

- 1 「本気で考え、共に学び合う子」を育てる。**
 - ・「交流する力」の育成を軸に授業改善を行う。
児童：「共に高まろうとする子」
教員：「友達の考えを認め合う授業」
 - ・望ましい学習習慣の確立をはかる。
 - ・心を育てる読書活動の推進
読み聞かせボランティアとの連携
すき間読書の推進
- 2 「きまりを守り、助け合い励まし合う情操豊かな子」を育てる。**
 - ・「あいさつ」「黙働清掃」「時間を守ろう」を軸に生活改善をすすめる。
 - ・あいさつを企画委員会も推進。
 - ・異学年との交流
縦割り班による「ふれあい活動」
クラブ活動
- 3 全ての教育活動を通して指導する。**
 - ・情報モラル教育の推進。
 - ・ことばの教室との連携。
 - ・「チーム学校実現事業」の活動を生かして地域の方々と触れ合い、多様な人間関係を体験する。



「いじめ対策委員会」の設置と学校としての取組

「いじめ防止のための取組」

「いじめを早期発見するための取組」

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童の兆候をキャッチする。(全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断・対応は、複数で。「保護者等相談記録用紙」の活用。(学年、生徒指導主事等、教頭への報告)
- 校長へ迅速に報告し、初動の方向性を決定する。
- 被害者および情報の提供者に配慮する。

周辺からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別に話を聞く。●共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

「いじめ対策委員会」において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他の児童への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

関係機関との連携

- 市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。(恐喝や暴力等の犯罪行為)
- 静岡 CRT、青少年センター

いじめられた児童、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、親身に応じ、必要な支援を行う。
- 解決に向けて保護者とともに支援する体制をつくる。

いじめた児童、保護者への指導・対応

- 行った行為について十分に自覚させ、謝罪方法や今後の約束を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないため、いじめの背景について一緒に考える。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

いじめ早期発見のための取組

- 1 人間関係を深める**
 - ・あいさつ、ていねいな言葉遣いを励行して、子どもと教師、子ども同士のつながりを深める。
 - ・「ふれあいを通じての児童理解」を重点項目とし、人間関係を深めていく。
- 2 校内の連携を強める**
 - ・担任・級外と養護教諭は、きめ細かい情報交換を日常的に行う。
 - ・児童理解研修を計画的に行い、児童の共通理解をはかる。
 - ・スクールカウンセラーや校内ボランティア、相談員との協力体制を整える。
 - ・全教職員で児童を見守る。
- 3 アンケート調査等の実施や保護者との連携**
 - ・年間を通じ、「いじめ調査」を行い、教育相談を実施し、児童の実態を指導に生かす。
 - ・保護者と丁寧に連絡を取り合い、いじめを見抜き早期に対応する。

